

【参考】都市公園の種類

種類	種別	内容	
基幹公園	ぼけっと公園	主として街区公園の機能を補完することを目的とする公園で街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.03haを標準として配置する。(面積の目安: 0.05ha未満)	
	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.25haを標準として配置する。(面積の目安: 0.05ha以上1ha未満)	
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は2haを標準として配置する。(面積の目安: 1ha以上3ha未満)	
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で徒歩圏内に居住するものが容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は4haを標準として配置する。(面積の目安: 3ha以上10ha未満)	
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、農業公園等特殊な公園でその目的に則し配置する。	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1カ所程度面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に都市計画公園1,000ha、うち都市公園500haを標準として配置する。	
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図るよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。	
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。	
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。 但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。	
緑道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安定性及び快適性の確保等を行うことを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結びよう配置する。	
国の設置に係る都市公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1カ所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。	

- 1 都市公園法施行令第2条、昭和51年10月21日付建設省都市局長通達、世田谷区立公園条例第3条の4、平成25年3月1日付24世み政第457号みどりのみず政策担当部長通知などによる一般区分。
- 2 住区基幹公園については、平成15年3月「都市公園法施行令の一部を改正する政令」による。
- 3 都市公園の種類ごとの設計指針については、P60を参照。